

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 農業委員会事務局
 3 監査実施期間 令和6年5月29日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 農業委員会総会議事録の署名漏れについて【合規性の視点】 農業委員会総会の議事録で署名がないものが見受けられた（四日市市農業委員会規則で、2人以上の委員が署名しなければならないと規定）。今後の対策として、議事録署名の重要性を改めて共通認識し、総会準備から開催・日付記載・署名までを一連の流れとして位置づけ、規則に基づく内部統制を徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 8月21日 監査事務局から指摘を受けて、速やかに委員が署名手続きを行った。 議事録作成から署名までの一連の流れが滞っていたことを踏まえ、今後は総会開催後に速やかに議事録を作成し、原則として翌月開催される総会までに委員の署名を取ることとしている。</p>
<p>② 公印管理について【合規性の視点】 農業委員会事務局長の公印が、農業委員会の公印を定める四日市市農業委員会規程に規定されていなかった。速やかに規程を整備し、公印管理を徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月27日 四日市市農業委員会規程を一部改正し、農業委員会事務局長の公印を同規程に定めた。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>事務局業務の大半は許可申請や相談に起因するもので業務量等もその年々の状況により変動するが、情報知識の共有や助言も事務局内で行いながら業務処理にかかる負荷を極力低減させるよう努めた。またL o G oフォームを利用した外部からの問い合わせフォームを作成するなど業務の合理化・標準化を図った。</p> <p>しかし、令和6年度は、時間外勤務が年間360時間を超える職員数が2人見込まれる。</p> <p>今後も業務改善を図りながら働きやすい職場環境づくりに努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 8月31日</p> <p>事務局業務の大半は許可申請や相談に起因するもので業務量等もその年々の状況により変動するが、情報知識の共有や助言も事務局内で行いながら業務処理にかかる負荷を極力低減させるよう努めた。またL o G oフォームを利用した外部からの問い合わせフォームを作成するなど業務の合理化・標準化を図った。</p> <p>しかし、令和6年度は、時間外勤務が年間360時間を超える職員数が2人であった。</p> <p>令和7年度は、8月末時点で年間の時間外目標を超えるような職員はいないが、今後も引き続き業務改善を図りながら働きやすい職場環境づくりに努めていく。</p>
<p>② 令和6年度の職員1人増員により、年間360時間を超える時間外勤務を解消するとともに、現在行っている週2回の定時退庁を今後も継続するなど、ワーク・ライフ・バランスを推進すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和6年度は地域計画の推進や制度変更への対応などもあり、残念ながら週2回の定時退庁は実現困難であったが、夏期特別休暇の完全取得に加え年間10日以上有給休暇の取得を内部管理目標とし、全員が目標達成する見込みである。</p> <p>今後もワーク・ライフ・バランスの推進に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>令和6年度は地域計画の推進や制度変更への対応などもあり、残念ながら週2回の定時退庁は実現困難であったが、夏期特別休暇の完全取得に加え年間10日以上有給休暇の取得を内部管理目標とし、全員が目標達成することができた。</p> <p>今後も引き続きワーク・ライフ・バランスの推進に努めていく。</p>
<p>(4) 農地転用許可等が適正に行われないリスク</p> <p>勤続年数が短い職員が多く、円滑な業務継承と統一した基準による法令審査の確立のため、マニュアルを整備すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月28日</p> <p>各担当職員は、農地転用許可事務を遂行するうえで、マニュアル化された「農地転用許可事務ハンドブック」に倣って、その業務を遂行している。また、マニュアルに記載されていない内容については、関係法令に規定されている趣旨等を把握し、解釈の違いによって不適正な事務処理がないよう、疑義のある場合は組織内で十分協議し、勤続年数が短い職員が適正に事務を遂行できるようサポートしている。</p> <p>今後もこのような取り組みを継続し、適正な事務処理を行っていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【法規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>朝礼時に、所属長が、事務処理において定められたルールに基づいた事務執行や、上位職による牽制やサポートの重要性を各職員に周知した。</p> <p>また、各職員が「会計事務の手引き」や「事務共通専決一覧」等を確認することで、日常的に処理すべき業務の精度を向上させ、さらに、上位職によるダブルチェックを行うことで、適切な事務処理を行うよう努めた。</p> <p>所属長は、決裁において適正な事務執行が行われるよう決裁権者や出納員としての責任を十分認識したうえで、適正な執行に努めた。</p> <p>今後も、折に触れ根拠を確認しながら適正事務の執行に努めていく。</p>
<p>② 地域計画の策定について【有効性の視点】</p> <p>地域ごとに農業の将来の方向性を定める「地域計画」は、地域農業の将来の在り方及び10年後の地域内の農地の担い手を定めた目標地図について農業関係者と協議を行い、地域ごとの農地利用の方針を定めるものであり、国から令和6年度中の策定が義務付けられている。農水振興課が策定の主体となるが、担い手情報の提供等の面で農業委員会事務局が大きく関わっている。各地域の実情に応じ、将来の農業の担い手確保に大きく貢献できるよう、農水振興課と連携し、効果的な計画策定を支援すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>地域計画策定に向けて、地域農業の現状を把握するため農業委員会が実施した農業者の意向アンケート結果や、耕作者ごとに色分けした目標地図の素案を作成し、話し合いの場に提供した。</p> <p>地域計画の話し合いの場に農業委員、農地利用最適化推進委員のほか、事務局職員も農水振興課とともに参加した。</p> <p>その結果、令和6年度中に15地区の地域計画を策定することができる見込みとなった。</p> <p>今後も、地域計画の内容を実現するために、定期的な話し合いを継続し、農業委員会として地域農業の持続的な発展に貢献していくよう努める。</p>
<p>③ 農業の担い手育成について【有効性の視点】</p> <p>農業の担い手育成のため、市全体の産業・物流・環境等広範な分野を意識し、農業委員会の役割において、新たに農業を始める人の牽引役となるよう支援に努めること。また、人口減少時代にふさわしいまちづくりと農業施策との整合を図るため、農業委員会は、農業者の立場から課題解決に向け、全庁的な議論につなげること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局が連携して、就農を希望する地域での円滑な農地確保につながるよう支援している。</p> <p>また、農業委員会から市や議会へ提出する「農業施策等に関する意見書」において様々な議論を委員間で行う中で、本市の今後のまちづくりと農業施策との整合性を図る視点からの議論も行い、意見書として取りまとめている。</p> <p>【措置済】 令和 7年 3月19日</p> <p>農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局が連携して、就農を希望する地域での円滑な農地確保につながるよう支援している。</p> <p>また、農業を取り巻く情勢を踏まえ、本市の今後のまちづくりと農業施策との整合性を図る視点も含めた議論を委員間で行い、「四日市市農業施策等に関する意見書」をとりまとめ、令和7年3月に農業委員会から市や議会に対して意見書を提出した。</p>
<p>④ 農業委員と農地利用最適化推進委員の連携について【有効性の視点】</p> <p>両委員が円滑にコミュニケーションを図り、効果的に連携して業務に取り組めるよう、農業委員会事務局は、時間外勤務が増えない範囲内で十分に調整を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>事務局としては、両委員に地域計画の話し合いに参加していただいたり、農地利用状況調査を協力して実施していただくよう互いの連携を働きかけている。</p> <p>今後とも地域農業の持続的な発展にご尽力いただけるようサポートを続けていく。</p>